

# 令和7年度十和田市 不妊検査費用助成事業 のご案内

令和8年1月  
から開始

十和田市では、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦に対して  
不妊検査費用の一部を助成します。

## 対象となる方

下記の①～④全てに該当

- ①検査開始日から申請日までの間、婚姻関係にある夫婦であること
- ②検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して十和田市内に住所を有すること
- ③夫婦ともに検査を受けていること
- ④検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること



## 対象となる検査

下記の①～②全てに該当する検査

- ①医師が必要と認め実施した不妊検査

※保険適用の有無は問わず、自己負担額に対し助成

- ②**令和8年1月1日から同年3月31日までに、夫婦が受けた検査**

※夫婦が別の医療機関を受診した場合も対象

## 助成額及び助成回数

- **助成金は夫婦1組につき上限5万円**

※申請額は千円未満切り捨てとなります

※文書料は除きます

- **助成回数は、夫婦1組につき1回に限る**

※夫婦が別々の医療機関で検査をした場合は、

双方の合算額で1回のみ申請が可能です

※「検査開始日」とは夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日

## 申請期限

**令和8年3月31日まで**

※郵送の場合は令和8年3月31日の消印日まで有効

## 申請方法

こども家庭センターに郵送又は持参にて申請ください。

## 申請書類



- ①**令和7年度十和田市不妊検査費用助成金交付申請書(様式第1号)**

- ②**十和田市不妊検査費用助成事業受診等証明書(様式第2号)**

※夫婦が別々の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関からの受診等証明書が必要です。

- ③医療機関が発行する対象検査の領収書及び明細書の原本又はその写し

- ④夫婦の住民票

- ・申請日の3か月以内に発行されたもの。統柄記載があり、マイナンバーの記載の無いもの。

統柄が確認できない場合は、**戸籍謄本(全部事項証明書)** (申請日の3か月以内に発行されたもの) も必要になります。

- ⑤**申請者の振込口座の通帳のコピー** (見開き1ページ目)

・通帳がないインターネット銀行等の場合は、口座情報 (金融機関名・支店名(支店番号)・口座名義・口座番号) が記載された画面等をコピーしてください。

①②の申請書等はこども家庭センターでお渡しするほか、十和田市ホームページからもダウンロードできます。

## 問い合わせ先

こども家庭センター(保健センター内) **☎51-6797**

開設日: 土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分まで

住所: 十和田市西13番町4-37

→裏面のQ&Aもご覧ください



# 不妊検査費用助成に関するQ&A

**Q 1 : 助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。**

→令和7年度は、令和8年1月1日から同年3月31日までです。

**Q 2 : 所得制限はありますか。**

→制限はありません。

**Q 3 : 夫の年齢に制限はありますか。**

→ありません。

**Q 4 : 検査開始時点で妻は42歳でしたが、検査終了前に43歳になりました。助成対象となりますか。**

→助成対象です。検査開始時点で女性が42歳であれば、検査終了日までに43歳になっても対象です。

**Q 5 : 妻は十和田市に住所登録、夫は米国に住所登録してい外国人ですが助成の申請は可能ですか。**

→夫婦の一方が検査開始日から申請に至るまでの間、十和田市に住所登録している場合は、申請は可能です。

ただし、夫婦ともに国内の健康保険法に定める医療機関で実施した検査が対象となります。

**Q 6 : 市外の医療機関で検査を受けた場合、助成の対象となりますか。**

→国内の健康保険法に定める医療機関で実施した検査費用が対象です。

ただし、自治体からの助成を受けて実施した子宮がん検診等の検査費用は含めることができません。

**Q 7 : 夫婦の不妊検査が終了していないが、上限5万円を超えたので途中で申請してよいか。**

→夫婦どちらも検査を実施していれば、申請できます。

**Q 8 : 不妊治療後に再不妊検査を行いましたが助成の対象となりますか。**

→不妊治療を開始された場合、その後に行った不妊検査費は助成の対象外です。

※初回に検査を受けた医療機関から紹介状をもらって他院にて改めて検査を受けたなどの場合は、それぞれの医療機関で受けた検査費用を合算して申請が可能です。

**Q 9 : 不妊検査は妻のみ実施し、その後自然妊娠しました。補助の申請はできますか。**

→夫婦ともに検査していることが助成の条件なので、夫婦どちらか一方のみの検査は対象外です。

**Q10 : 助成を受けた場合、医療費控除は受けられますか。**

→医療費の自己負担額から助成金額を差し引いた金額が、医療費控除の対象となります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

## 不妊検査及び不妊治療に関する医療機関情報

こども家庭庁 『妊娠・不妊のポータルサイトISSHO』を検索すると全国の医療機関情報が検索できます。

→<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/clinic/>

## 不妊専門相談センター

青森県では、不妊専門相談センターを開設し、不妊症や不育症に関するお悩みに対して、専門の医師がお答えする無料の相談（面接相談とWEB相談）を行っています。

事前の予約が必要ですので、詳しくは、『青森県不妊専門相談センター』を検索ください。

→<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kodomo/funincenter.html>

不明な点がありましたら、こども家庭センター（☎ 51-6797）にお問い合わせください。